令和３年度第１回大網白里市地域公共交通活性化協議会　次第

１　議　題

（１）令和２年度決算について

（２）令和３年度予算（案）について

（３）令和４年度大網白里市生活交通確保維持改善計画について

（４）白里地区コミュニティバスのバス停留所の廃止について

配布資料

・第１回協議会議題の概要について

・議題資料

議題(1)令和２年度決算書、監査報告資料 1

議題(2)令和３年度予算（案）資料 2

議題(3)大網白里市生活交通確保維持改善計画資料 3-1～資料 3-7

議題(4)白里地区コミュニティバスのバス停留所の廃止について資料 4

第１回協議会議題の概要について

議題の概要は以下のとおりとなります。

議　題

（１）令和２年度決算について・・・資料１

歳入は、市負担金及び昨年度からの繰越金となります。予算額に対し、決算額が少ない理由といたしましては、新型コロナウイルス感染症の影響により、開催した全４回の協議会のうち、３回が書面での開催となりました。これにより、市からの負担金については、昨年度からの繰越金と合わせて、１回の協議会を開催するために必要な額のみを負担いただきました。

歳出は、協議会開催時の委員報酬等となります。収支差引残高については、令和３年度へ繰り越しいたします。

（２）令和３年度予算（案）について・・・資料２

歳入は、市負担金及び昨年度からの繰越金となります。

歳出は、協議会開催時の委員報酬等となり、令和３年度は３回の開催を予定しております。

（３）令和４年度大網白里市生活交通確保維持改善計画について・・・資料３

本市コミュニティバスについては、国の補助金（地域公共交通確保維持改善事業費補助金）を活用し運行しているところですが、この補助金を受けるためには、毎年度、コミュニティバスの運行に係る目標や効果及び実施主体等を定めた「生活交通確保維持改善計画」を策定し、国の認定を受ける必要があります。

今回の計画は令和４年度（事業対象期間：令和３年１０月１日～令和４年９月３０日）の計画となっております。

なお、資料３－１の２ページ及び３ページのコミュニティバスの目標値については、増穂地区は直近の実績値から、白里地区は令和２年度第４回協議会にて設定した目標値を達成するための目標値としております。

また、５ページの白里地区コミュニティバスの運行事業者について、協議会開催時に事業者との契約締結が完了していないため「事業者未定」としております。次期運行事業者については、次回の協議会にてご報告させていただきます。

（４）白里地区コミュニティバスのバス停留所の廃止について・・・資料４

細草旭ガラス前停留所については、歩道の無い幹線道路上の側溝に設置されており、バス待ち環境の改善を検討してきました。

改善策として、バス停の移設を検討いたしましたが、同バス停から数十メートル離れると、自由乗降区間の範囲となるため、白里地区コミュニティバスの利用は可能であり、白里地区コミュニティバスから路線バスへの乗継ぎについては、「二之袋停留所」や「下ヶ傍示停留所」をご利用いただくことが可能であることから、バス停の移設は行わず、安全上の理由から「細草旭ガラス前停留所」を廃止したいと考えます。

なお、小湊鐵道(株)が運行する路線バスの停留所（細草旭ガラス前）については、利用者も多く、近隣に移設可能な土地も存在しないことから、現状の設置箇所での運用を継続することとなっております。

議題は以上であり、（１）、（２）、（３）、（４）について別紙回答様式にて書面での決議とさせていただきます。

令和３年６月２２日（火）までに別紙回答様式に議題承認可否のご回答を記入のうえ、返信くださいますようお願い申し上げます。

資料１

令和２年度決算書

１　歳　入　　（円）

款　項　目	予算現額	決算額	説　　明
１　負担金	205,000	49,189	
１　負担金	205,000	49,189	
１　負担金	205,000	49,189	大網白里市負担金
２　補助金	0	0	
１　補助金	0	0	
１　補助金	0	0	
３　繰越金	26,000	26,571	
１　繰越金	26,000	26,571	
１　繰越金	26,000	26,571	前年度繰越金
４　諸収入	1,000	0	
１　諸収入	1,000	0	
１　雑入	1,000	0	預金利子
合　計	232,000	75,760	

２　歳　出　　（円）

款　項　目	予算現額			決算額	説明
	予算額	流用	計		
１　運営費	231,000	0	231,000	63,580	
１　会議費	221,000	0	221,000	61,500	
１　会議費	221,000	0	221,000	61,500	委員報酬
２　事務費	10,000	0	10,000	2,080	
１　事務費	10,000	0	10,000	2,080	旅費
２　事業費	0	0	0	0	
１　事業費	0	0	0	0	
１　事業費	0	0	0	0	
３　予備費	1,000	0	1,000	0	
１　予備費	1,000	0	1,000	0	
１　予備費	1,000	0	1,000	0	
合　計	232,000	0	232,000	63,580	

収支差引残額　75,760 円 － 63,580 ＝ 12,180 円（令和３年度へ繰越し）

監　査　報　告

大網白里市地域公共交通活性化協議会規約第１４条第１項の規定により、令和３年５月１９日及び５月２０日に令和２年度決算について帳簿及び関係書類を監査したところ、正確かつ適正に処理されていると認め、これを報告いたします。

令和　3　年　5　月　20　日

大網白里市地域公共交通活性化協議会

監査委員　永野和子

監査委員　久我一雄

資料２

令和3年度当初予算（案）

１ 歳 入

（単位：千円）

	令和3年度	令和2年度	比 較	説 明
負担金	228	205	23	
負担金	228	205	23	
負担金	228	205	23	市一般会計より 228,000 円
繰越金	12	26	△14	
繰越金	12	26	△14	
繰越金	12	26	△14	前年度繰越見込（ 12,180 円）
諸収入	1	1	0	
諸収入	1	1	0	
雑入	1	1	0	預金利子等
合 計	241	232	9	

歳入合計 241 千円

２ 歳 出

（単位：千円）

	令和3年度	令和2年度	比 較	説 明
運営費	228	231	△3	
会議費	218	221	△3	
会議費	218	221	△3	報酬（協議会3回分）
事務費	10	10	0	
事務費	10	10	0	旅費
予備費	13	1	12	
予備費	13	1	12	
予備費	13	1	12	
合 計	241	232	9	

歳出合計 241 千円

赤字部分が変更箇所です

資料３－１

生活交通確保維持改善計画（地域内フィーダー系統確保維持計画を含む）

令和３年６月　　日
大網白里市地域公共交通活性化協議会

生活交通確保維持改善計画の名称

大網白里市生活交通確保維持改善計画

１　地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

大網白里市では、平成20年６月に「大網白里町地域公共交通活性化協議会」を設立。平成21年３月には「大網白里町地域公共交通総合連携計画」を、平成29年３月には「大網白里市地域公共交通網形成計画」を策定。これらの計画に基づき、持続可能な公共交通の実現に向け、各種事業を実施してきた。

市内には、ＪＲ外房線及び東金線、民間バス会社による路線バスが運行されているものの、バス停留所が最寄り１ｋｍにない公共交通空白地域が広く存在しており、これを解消することを目的に、増穂地区及び白里地区にそれぞれコミュニティバスを運行している。

本市の高齢化率は年々上昇しており、車の運転が難しくなった方の買物や通院といった日常生活の移動手段を確保するためにも、フィーダー系統としてのコミュニティバスの運行は非常に重要と思われる。

２　地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果
（１）事業の目標

【増穂地区コミュニティバス】

平成24年４月から運行を開始した増穂地区コミュニティバスは、順調に利用者数を延ばしており、新型コロナウイルス感染症の影響で、多少の減少に転じたものの、１便あたりの利用者が７人を越えており、地域住民の移動手段として着実に根付いている。平成30年４月１日にはダイヤ改正を実施したほか、新たに運転免許自主返納者を対象とした運賃割引を導入、令和３年４月からは、交通系ＩＣカードでの運賃支払いが可能となった。これらはバスルート沿線地域の住民やバス利用者を対象に実施したアンケート調査及び過去の利用実績を踏まえたものである。増穂地区の高齢者人口は増加傾向にあり、日常生活の移動手段としての潜在的な需要は、より高まるものと予想される。今後は、情報提供の充実を図るとともに、より地域住民に当事者意識を持ってもらえるような施策を実施することで、利用者の増加を目指すこととし、下記のとおり目標を設定した。

参考：過去の乗車実績	各事業年度における目標値		
① H30.4～H31.3 ② H31.4～R2.3 ③ R2.4～R3.3	事業年度	目　　標(利用者数)	
1便平均：①８．７人 ②９．０人 ③７．１人 1日平均：①７８．２人 ②８０．７人 ③６４．２人 年間：①２８，５４４人 ②２９，５１８人 ③２３，４３４人	R４ (R3.10～R4.9)	1便平均	7.5人
		1日平均	60人
		年　間	21,900人
	R５ (R4.10～R5.9)	1便平均	8.0人
		1日平均	64人
		年　間	23,360人
	R６ (R5.10～R6.9)	1便平均	8.5人
		1日平均	68人
		年　間	24,888人

目標値	
地域住民と行政・事業者が連携した取組みの実施	1件

【白里地区コミュニティバス】

平成30年10月1日から運行を開始した本コミュニティバスは、小型車両によるきめ細かなルート設定、大網病院直行便の設置、既存バスとの接続に配慮した仕組み（バス停留所の新設等）及び既存バスとの乗継ぎ利用者を対象とした割引制度の導入等により利便性を向上させている。また、利用促進として平成31年3月1日から平成31年4月30日に、より多くの方に利便性を実感していただくため、期間を限定して「無料お試し乗車券」の配布を実施した。

白里地区の住民、特に高齢者の買物や通院等、日常生活の移動手段を確保することを目的として導入した本コミュニティバスであるが、運行開始後の利用状況が1便平均0.7人と低迷しており、「大網白里市生活交通確保維持改善計画」の目標を達成する見込みがないことから、大網白里市地域公共交通活性化協議会からの意見を踏まえ運行計画の見直しに着手した。

運行計画の見直しにあたっては、これまでどおり公共交通空白地域の解消を目的としたなかで、現在のバス利用状況や、住民及び利用者アンケートの結果をもとに、地元の代表者で構成されるワーキンググループと協議を行った結果、現行の地区内循環ルートの見直しに加え、乗り継ぎなしで大網駅等市中心部に向かう市街地ルートを新設した。低迷していた利用者数は1便平均1.5人と増加し、少しずつではあるが、地域住民の移動手段として認知されてきている。

また、令和３年10月からは、これまでの地区内循環ルートと市街地ルートの統合や、商業施設内駐車場へのバスの乗り入れなど、更なる利便性の向上を図っていく。

白里地区の高齢者人口は増加傾向にあり、日常生活の移動手段としての潜在的な需要はあると予想されることから、今後は、情報提供の充実を図るとともに、より地域住民に当事者意識を持ってもらえるような施策を実施することで、利用者の増加を目指すこととし、下記のとおり目標を設定した。

参考：過去の乗車実績	各事業年度における目標値	
① H30.10～H31.3 ② H31.4～R2.3 ③ R2.4～R3.3	事業年度	目　　標（利用者数）
１便平均:①０．５人 ②０．８人 ③１．５人 １日平均:①　３．７人 ②　６．４人 ③１２．２人 年間:①　４７２人 ②１，６５１人 ③３，１３８人	R４ (R3.10～R4.9)	１便平均　3人
		１日平均　15人
		年　間　3,645人
	R５ (R4.10～R5.9)	１便平均　3.3人
		１日平均　16.5人
		年　間　4,026人
	R６ (R5.10～R6.9)	１便平均　3.5人
		１日平均　17.5人
		年　間　4,252人

目標値	
地域住民と行政・事業者が連携した取組みの実施	１件

（大網白里市地域公共交通網形成計画　P.17～24、P.38～39参照）

（２）事業の効果

【増穂地区コミュニティバス】

コミュニティバスの運行を継続することにより、増穂地区の一部に存在する公共交通空白地域（清名幸谷、上谷新田、南横川等）の大部分が解消され、高齢者や免許返納者等の移動手段の確保並びに外出支援が可能になる。

交通結節点であるＪＲ大網駅を経由させ、鉄道や幹線バスとの効率的な連携を推進することによって、利用者利便性の向上を図るとともに活発な交流を促進し、地域活性化への足掛かりとする。

また、目標数値の達成状況を利用者（住民）・事業者・行政がそれぞれの役割のもと評価し改善策を検討するなどの協業による取組みを通して、地域の実情に即した持続可能な交通体系を構築する。

【白里地区コミュニティバス】

コミュニティバスの運行を継続することにより、白里地区の一部に存在する公共交通空白地域（北今泉５区、細草８区、四天木９区等）が解消され、高齢者や免許返納者等の移動手段の確保並びに外出支援が可能になる。

運行ルートは白里地区内のスーパーや医療機関、公共施設等が含まれ、地元住民が地元地区内へ外出することにより地域の活性化を図るとともに、ＪＲ大網駅等市中心部に向かうルートを設定することにより、利用者の利便性向上を図り活発な交流を促進し、地域活性化への足掛かりとする。

また、地域間幹線バス系統であり、市の中心部にあるＪＲ大網駅へ向かう路線バス「大網駅～白子車庫線」及び「大網駅～サンライズ九十九里線」との接続、乗継ぎ利用者への割引きを行うことで、既存の路線バスとの相乗効果を狙う。

目標数値の達成状況を利用者（住民）・事業者・行政がそれぞれの役割のもと評価し改善策を検討するなどの協業による取組みを通して、地域の実情に即した持続可能な交通体系を構築する。

３　２の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

・広報やホームページ等を用いた周知活動、情報提供の充実（大網白里市）
・利用状況のデータ収集（運行事業者、大網白里市）
・地域における利用促進、各種団体との連携（地域住民、運行事業者、大網白里市）
・路線バス乗継ぎ利用者への割引（運行事業者、路線バス事業者、大網白里市）
・路線バス停留所の一部移設もしくは新設（路線バス事業者、大網白里市）

（大網白里市地域公共交通網形成計画　P. 40～44 参照）

４　地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者

別添の表１のとおり。

５　地域公共交通確保維持事業に要する費用の負担者

市と運行事業者間で委託契約を締結し、毎月定額を市から運行事業者へ支出する。

６　補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の名称

【増穂地区コミュニティバス】

・千葉中央バス株式会社

【白里地区コミュニティバス】

・事業者未定

7　補助を受けようとする手続きに係る利用状況等の継続的な測定方法 **【活性化法法定協議会を補助対象事業者とする場合のみ】**

※該当なし

8　別表１の補助対象事業の基準ニただし書に基づき、協議会が平日１日当たりの運行回数が３回以上で足りると認めた系統の概要 **【地域間幹線系統のみ】**

※該当なし

9　別表１の補助対象事業の基準ハに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧 **【地域間幹線系統のみ】**

※該当なし

10　生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 **【地域間幹線系統のみ】**

※該当なし

11　外客来訪促進計画との整合性 **【外客来訪促進計画が策定されている場合のみ】**

※該当なし

12　地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 **【地域内フィーダー系統のみ】**

別添の表５のとおり。

13　車両の取得に係る目的・必要性 **【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】**

※該当なし

14　車両の取得に係る定量的な目標・効果
【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

※該当なし

15　車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者、要する費用の負担者
【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

※該当なし

16　老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策）
【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

※該当なし

17　貨物混載の導入に係る目的・必要性
【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

※該当なし

18　貨客混載の導入に係る定量的な目的・必要性
【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

※該当なし

19　貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

※該当なし

20　協議会の開催状況と主な議論

平成 20 年 6 月 6 日　大網白里町地域公共交通活性化協議会　設立

【大網白里町地域公共交通総合連携計画の策定】

平成 20 年 6 月 6 日	策定調査実施計画の決定
平成 20 年 12 月 26 日	骨子案の決定
平成 21 年 1 月 27 日	素案の決定
平成 21 年 3 月 19 日	計画案の決定
平成 21 年 3 月 25 日	計画の決定

【増穂地区コミュニティバスに関する協議】

平成21年10月1日	実証運行計画案の決定（平成22年1月9日　実証運行開始）
平成23年3月24日	運行経路、ダイヤの見直しに関する協議（29日まで）
平成23年8月1日	運行経路、ダイヤの見直し実施
平成23年10月26日	本格運行計画の決定（平成24年4月1日　本格運行開始）
平成29年10月19日	次期運行期間（平成30年度～32年度）における事業者公募条件案に関する協議
平成29年11月20日	事業者公募条件修正案に関する書面協議（27日まで）
平成30年7月19日	運行経路、ダイヤの見直し案に関する協議
平成30年9月7日	運行経路、ダイヤの見直し修正案に関する書面決議（13日まで）
平成30年11月10日	運行経路、ダイヤの見直し実施
令和2年6月26日	運行経路、ダイヤの見直し案に関する書面決議（7月8日まで）
令和2年12月16日	**新たなバス停留所設置及び移設に関する書面決議（24日まで）**
令和3年4月1日	**運行経路、ダイヤの見直し実施**

【生活交通ネットワーク計画（生活交通確保維持改善計画）の決定】

平成24年6月20日
平成25年6月19日
平成26年6月26日
平成27年6月24日
平成28年6月27日
平成29年8月28日
平成30年6月28日
令和元年6月21日
令和元年11月19日
令和2年7月8日
令和3年6月〇日

【市地域公共交通計画に関する協議】

平成28年10月26日	骨子案に関する協議
平成28年12月9日	素案に関する書面協議（28日まで）
平成29年1月31日	計画案に関する協議

【白里地区の新たな公共交通に関する協議】

平成29年10月19日	地元住民との意見交換会に向けた協議

平成30年2月1日	事業案に関する協議
平成30年4月18日	白里地区コミュニティバス事業者公募条件案に関する協議
平成30年7月19日	運行開始に向けた手続き及びスケジュールについて協議
平成30年10月1日	運行開始（実証運行開始）
令和元年11月19日	運行経路、ダイヤの見直し案に関する協議
令和2年4月1日	運行経路、ダイヤの見直し実施
令和3年3月17日	運行経路、ダイヤの見直し案に関する協議
令和3年10月1日	運行経路、ダイヤの見直し実施（本格運行開始）

21　利用者等の意見の反映状況

【増穂地区コミュニティバス】

実証運行時から運行ダイヤ及びルートに関する利用者からの問合せに随時対応している。また、アンケート調査についても、利用者（平成22年8月、平成23年10月）、非利用者（平成22年10月）それぞれを対象に実施した。

以上を踏まえ本格運行実施に際しては、鉄道との乗継ぎを考慮したダイヤ設定や、要望のあった箇所への乗入れができるよう見直しを実施した。また、平成25年9月には軽微なダイヤ改正を行い、利用者の利便性を向上させた。これは、利用者や運行事業者の現場の声を参考にしたものである。その後も、平成27年4月には1便増便及び一部ダイヤ改正を、平成28年9月には一部ダイヤ改正を実施した。

平成29年8月から9月にかけて、地元住民の意向及び移動の実態を把握し、より地域の実情に見合った運行内容とするため、利用者及び住民を対象としたアンケート調査を実施。得られた結果や利用状況に基づき平成30年4月に運行内容の見直しを行った。また、平成30年11月には、ＪＲ大網駅東地区の区画整理による新たな道路の開通に伴い、運行ルート及びダイヤの見直しを行った。また、令和2年5月には、次期運行計画に利用者や事業者の意見を反映させるため、利用者アンケート及び事業者とヒアリングを実施したところ、現運行ダイヤでは、ダイヤの遅れに伴い、乗務員の休憩時間の確保に苦慮していることが判明した。これを受けて、運行事業者とともに新たな運行計画について協議し、令和3年4月より運行計画の変更を実施した。なお、令和3年4月からは、利用者の更なる利便性の向上を図るため、交通系ＩＣカードでの運賃支払いが可能となった。

【白里地区コミュニティバス】

平成25年に市とバス事業者が協定を締結して運行していた新たな路線バス（「大網駅～清水経由～白子車庫線」及び「大網駅～上台経由～サンライズ九十九里線」）が平成30年9月30日に事業者との協定が終了したことによる廃止に伴い、平成30年10月1日以降に、切れ目無く地元住民の生活の移動手段を確保するため、平成30年10月1日から新たな公共交通を導入した。

しかしながら、運行開始後の利用状況が1便平均0.7人と低迷しており、運行計画の見直しにあたっては、地域や利用者の実情による運行形態を検討する基礎資料とするため、令和元年8月から9月にかけて、住民及び路線バス利用者を対象としたアンケート調査を

実施し、地域や利用者の意向把握に努めた。

令和２年４月からの運行計画の策定にあたっては、これまでどおり公共交通空白地域の解消を目的としたなかで、現在のバス利用状況や、アンケート結果をもとに、地元の代表者で構成されるワーキンググループと協議を行い、新たな運行計画を作成し、この運行計画に対する意見を伺うため、地元住民を対象に意見交換会を開催するなど、地域や利用者の意見を反映することに努めた。

また、令和３年９月で実証運行期間が終了することに伴い、令和３年10月以降の運行計画検討の参考とするため、白里地区住民を対象としたアンケート調査を実施。アンケート結果や市地域公共交通活性化協議会の意見を踏まえ、令和３年10月以降の運行計画を策定した。

22　協議会メンバーの構成員

関係都道府県	千葉県総合企画部交通計画課
関係市区町村	大網白里市副市長 大網白里市建設課
交通事業者・交通施設管理者等	一般社団法人千葉県バス協会 小湊鉄道株式会社 千葉中央バス株式会社 一般社団法人千葉県タクシー協会 秋葉タクシー有限会社 小湊鉄道労働組合 千葉県山武土木事務所 千葉県東金警察署交通課
地方運輸局	関東運輸局千葉運輸支局
その他協議会が必要と認める者	日本大学理工学部交通システム工学科教授 大網白里市商工会 大網白里市区長会 大網白里市社会福祉協議会 市民公募代表

【本計画に関する担当者・連絡先】

（住　所）千葉県大網白里市大網１１５番地２
（所　属）大網白里市企画政策課
（氏　名）弘中　圭介
（電　話）０４７５－７０－０３１５
（e-mail）kikakuseisaku@city.oamishirasato.lg.jp

表1　地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者（地域内フィーダー系統）

令和4年度

市区町村	運行予定者名	運行系統名（申請番号）	運行系統			系統キロ程	計画運行日数	計画運行回数	利便増進特例措置	地域内フィーダー系統の基準適合（別表7及び別表9）			
			起点	経由地	終点					運行態様の別	基準ハで該当する要件	補助対象地域間幹線系統等と接続の確保	基準ホで該当する要件（別表7のみ）
大網白里市	千葉中央バス(株)	(1) 増穂地区コミュニティバス（左回り循環）	中部コミュニティセンター	清名幸谷 大網駅 南横川	中部コミュニティセンター	24.3km 循環	365日	1,460回		路線定期運行	②(2)	大網駅でJR外房線及び東金線と接続。また、同バス停で、地域間幹線系統小湊鐵道(株)大網駅～白子車庫線及び大網駅～サンライズ九十九里線と接続。	③
		(2) 増穂地区コミュニティバス（右回り循環）	中部コミュニティセンター	南横川 大網駅 清名幸谷	中部コミュニティセンター	24.3km 循環	365日	1,460回		路線定期運行	②(2)	大網駅でJR外房線及び東金線と接続。また、同バス停で、地域間幹線系統小湊鐵道(株)大網駅～白子車庫線及び大網駅～サンライズ九十九里線と接続。	③
	秋葉タクシー(有)	(3) 白里地区コミュニティバス（市街地ルート・上り）	白里公民館	白里小学校前 コスモス荘	大網白里市役所	往 23.4 km 復 km	243日	243回		路線定期運行	②(2)	大網駅でJR外房線及び東金線と接続。また、同バス停で、地域間幹線系統小湊鐵道(株)大網駅～白子車庫線及び大網駅～サンライズ九十九里線と接続。	③
		(4) 白里地区コミュニティバス（市街地ルート・下り）	大網白里市役所	コスモス荘 白里小学校前	白里公民館	往 23.4 km 復 km	243日	364.5回		路線定期運行	②(2)	大網駅でJR外房線及び東金線と接続。また、同バス停で、地域間幹線系統小湊鐵道(株)大網駅～白子車庫線及び大網駅～サンライズ九十九里線と接続。	③
		(5)				往 km 復 km	日	回					

（注）

1. 区域運行及び乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
2. 「系統キロ程」については、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
3. 「利便増進特例措置」については、地域公共交通利便増進計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用（別表9）を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載すること。
4. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
5. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
6. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
7. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

資料3－2

資料3－3

表5　地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市区町村名	大網白里市

平成27年国勢調査の数値を使用しています。令和2年国勢調査の数値が発表され次第、差し替えを行います。

（単位：人）

	人　口
人口集中地区以外	43,919
交通不便地域	2,316

交通不便地域の内訳

人　口	対象地区	根拠法
1,379	別紙「交通不便地域における大網白里市地区別人口表」参照	局長指定
937	別紙「交通不便地域における大網白里市地区別人口表」参照	局長指定

地域公共交通再編実施計画の策定年月日及び算定式適用開始年度

計画名	策定年月日	算定式適用開始年度

（※参考）

対象人口	算定式	国庫補助上限額

（※）省略可。
協議会において承認を得る必要があるなど、自治体の必要性に応じて記載可。
なお、記載する場合の適用算定式においては、直近の地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金に係る国庫補助上限額の算定式をご活用ください。

（1）記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域等」の欄は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（以下、「交付要綱」という。）の別表7（ハ②（1））に記載のある過疎地域の人口、交付要綱別表7（ハ②（2）（実施要領の2.（1）⑪））に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口及び交付要綱別表7リに基づき地方運輸局長等が認める地域の合計（重複する場合を除く）を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が交付要綱別表7（ハ②（1））に掲げる法律（根拠法）に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域等が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。また、乗用タクシー以外での輸送が著しく困難であるものとして地方運輸局長等が認めた場合は、「局長指定（乗用）」と記載すること。

（2）添付書類

1. 「人口集中地区以外の地区」及び「交通不便地域等」の区分が分かる地図を添付すること。（ただし、全域が交通不便地域等となる場合には省略可）

資料３－４

増穂地区コミュニティバス運行ルート表１別添①

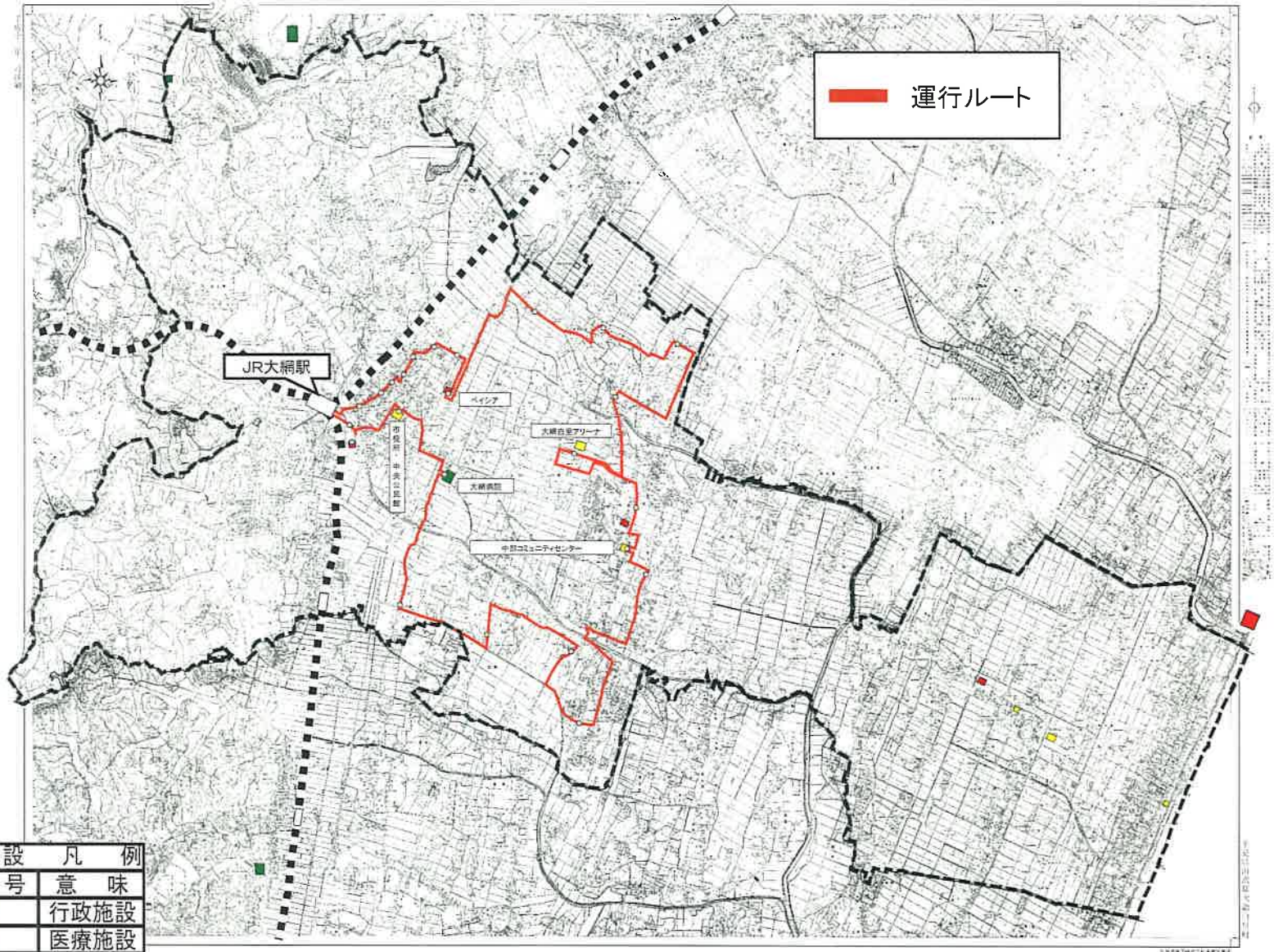

施設凡例	
記号	意味
□	行政施設
■	医療施設
■	商業施設

資料３－５

白里地区コミュニティバス運行ルート表１別添②

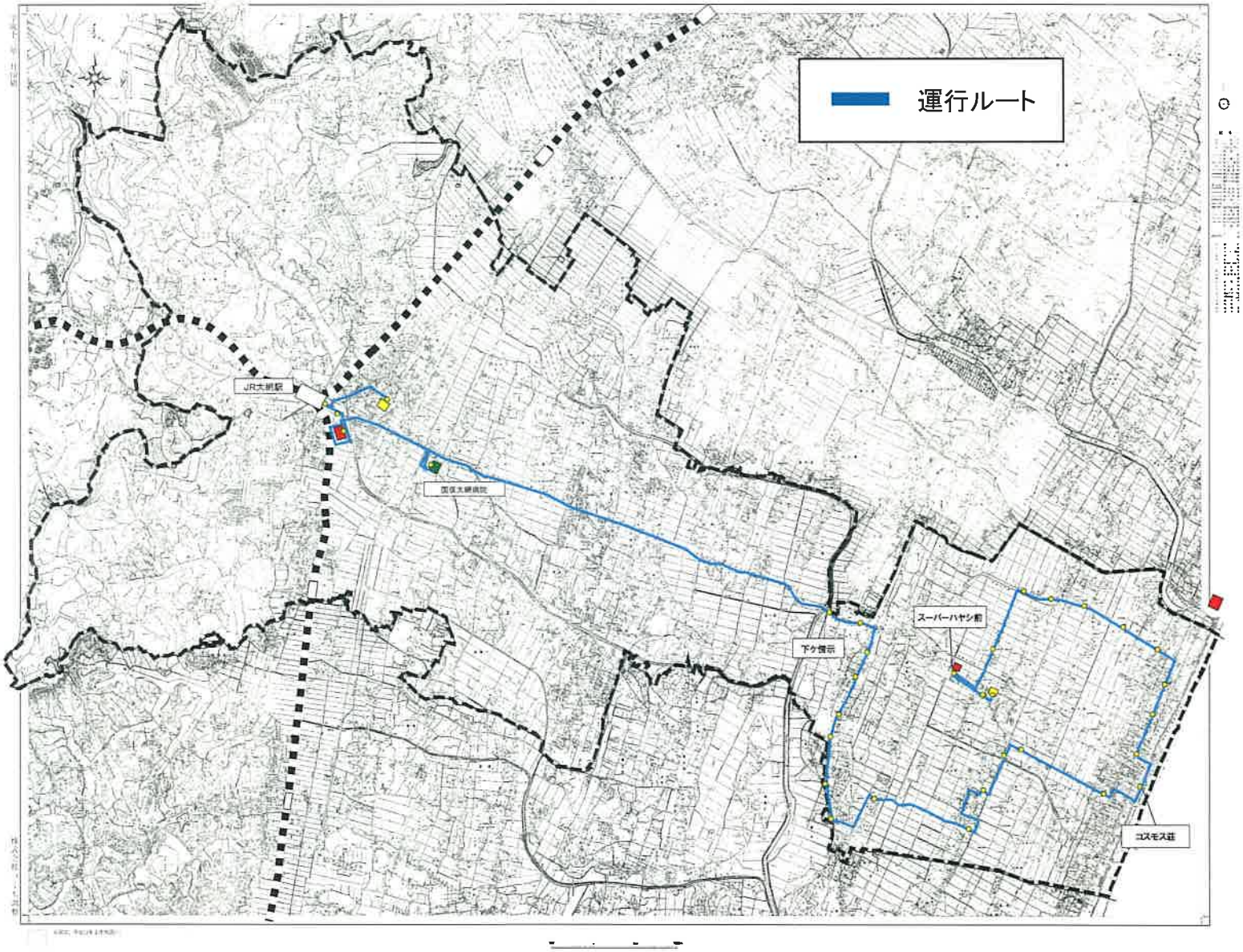

資料3－6

表5別添

人口集中地区と交通不便地域の区分

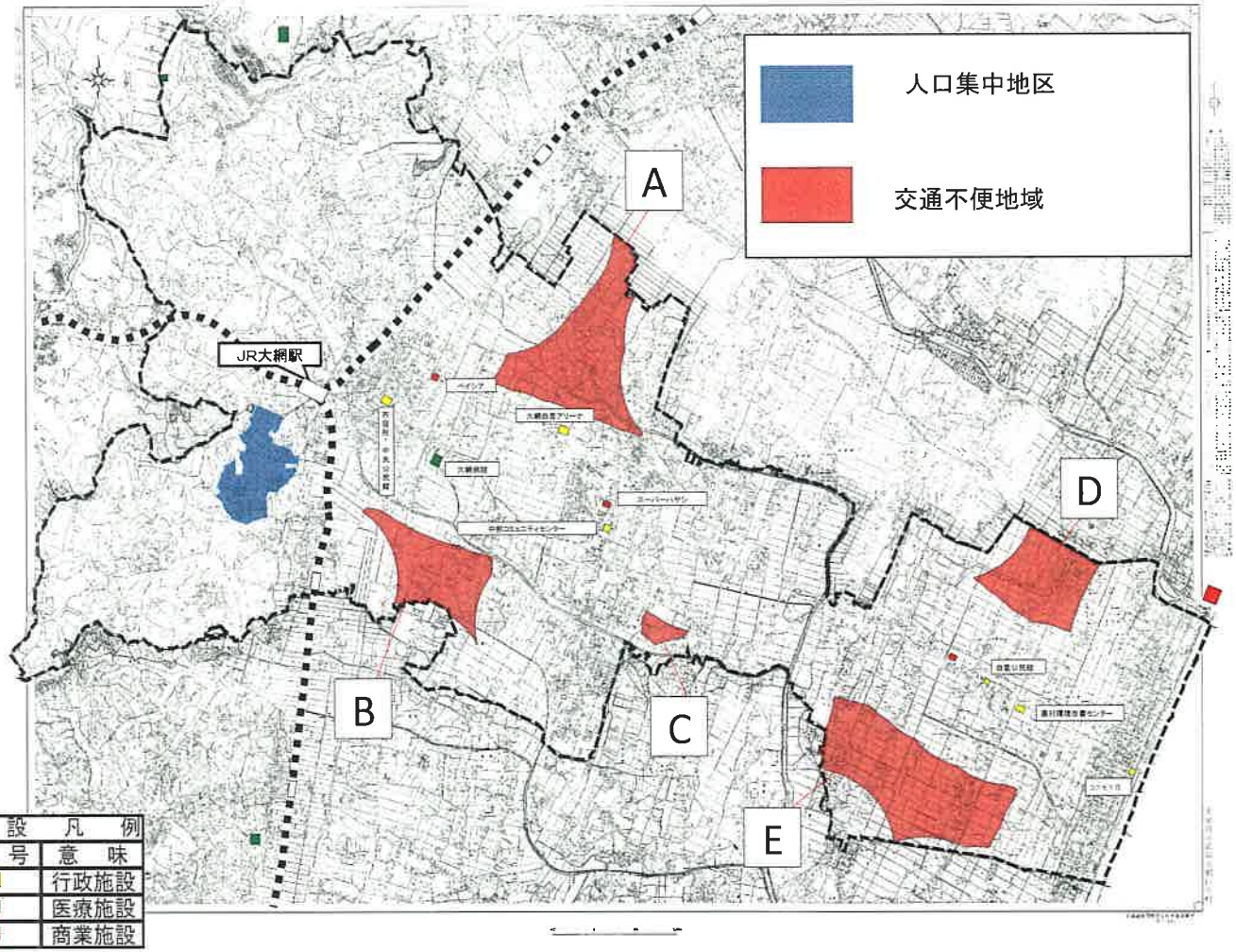

施設凡例	
記号	意味
□	行政施設
■	医療施設
■	商業施設

交通不便地域における大網白里市地区別人口表

地区	行政区	別紙3における エリア区分	面積 (km²)	交通不便地域面積	交通不便地域割合	人口統計 世帯	総数	男	女	15歳未満	15歳以上65歳未満	65歳以上	交通不便地域人口推計
瑞穂	瑞穂５区（中原）	B	0.47	0.17	36.2%	67	139	70	69	8	69	62	50
	瑞穂６区（経田）	B	0.67	0.02	3.0%	170	352	172	180	34	188	130	11
大網	九北区	A	0.76	0.25	32.9%	157	391	193	198	28	204	159	129
増穂	富田南	B	0.73	0.29	39.7%	129	237	119	118	4	102	131	94
	南横川南	B	1.17	0.05	4.3%	98	213	101	112	11	101	101	9
	南横川北	B	1.44	0.38	26.4%	490	1058	525	533	83	508	467	279
	南横川北（房総平和園）	B	0	0	100.0%	119	119	84	35	1	49	69	119
	柿餅	A	0.68	0.02	2.9%	374	844	420	424	105	434	305	25
	上貝塚	A	0.66	0.15	22.7%	408	963	454	509	115	577	271	219
	清名幸谷南	A	1.14	0.60	52.6%	267	601	301	300	45	321	235	316
	清名幸谷北	A	1.08	0.50	46.3%	54	134	69	65	12	64	58	62
	上谷新田	A	0.83	0.04	4.8%	385	769	390	379	46	413	310	37
	木崎	C	0.98	0.01	1.0%	450	963	466	497	63	535	365	10
福岡	北吉田	C	0.87	0.10	11.5%	82	169	84	85	9	87	73	19
												合計	1,379

白里	清水	E	0.25	0.01	4.0%	53	122	64	58	5	64	53	5
	北今泉５区	D	2.19	0.90	41.1%	397	868	425	443	61	452	355	357
	細草８区	E	1.20	0.80	66.7%	321	605	298	307	29	308	268	403
	四天木９区	E	1.32	1.11	84.1%	57	135	61	74	12	65	58	114
	四天木10区	E	0.66	0.09	13.6%	155	363	171	192	44	177	142	50
	四天木13区	E	1.19	0.02	1.7%	247	533	256	277	41	265	227	9
												合計	937

資料３－７

資料４

白里地区コミュニティバスのバス停留所の廃止について

１．対象バス停留所・廃止時期

細草旭ガラス前（令和３年１０月１日廃止）

２．廃止理由

細草旭ガラス前停留所については、歩道のない幹線道路上の側溝に設置されており、安全上の理由から、当該バス停留所を廃止したいと考えています。

３．停留所の現状

①利用者数

期間	令和２年４月～令和３年３月
市街地ルート・乗車	２３人
市街地ルート・降車	９人
地区内循環ルート・乗車	１人
地区内循環ルート・降車	０人
計	３３人

※令和２年度の全体利用者数：３，１３８人

②現況写真

③バス停移設の検討

移設候補①は自由乗降区間であるためバス停を移設しなくてもバスの利用が可能。また、移設候補②は、数十メートル先に二之袋バス停が近接しているため、二之袋バス停を利用可能。

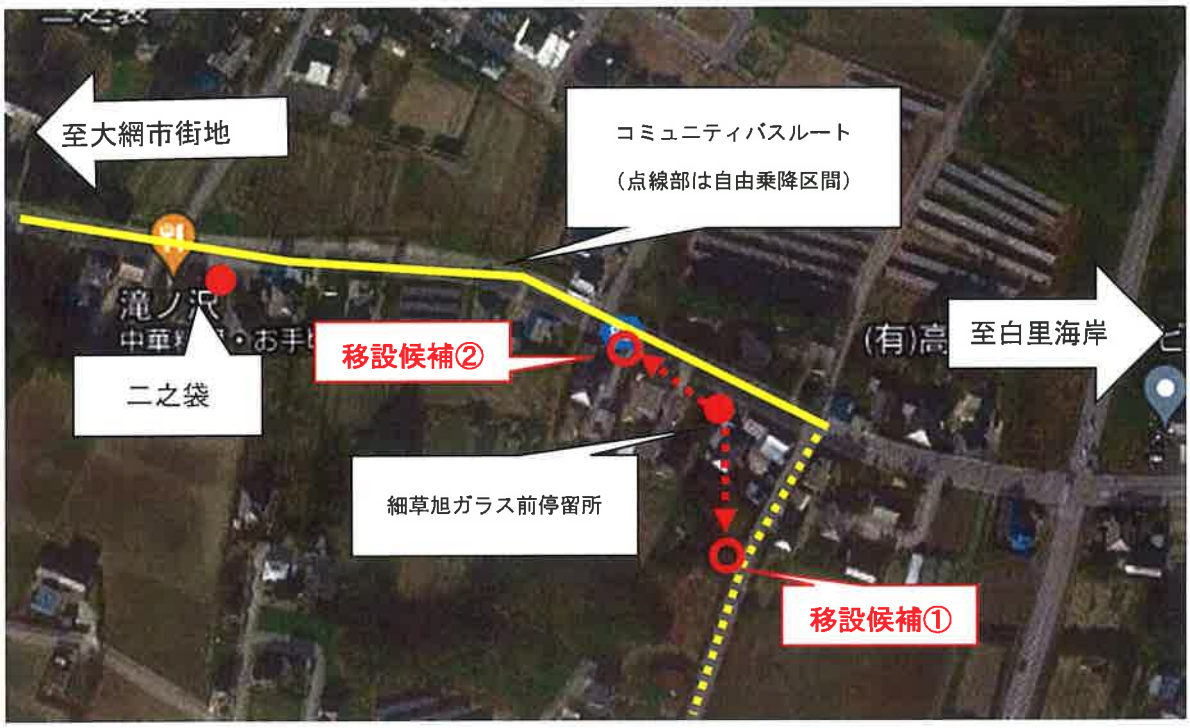

4．今後の利用者への周知
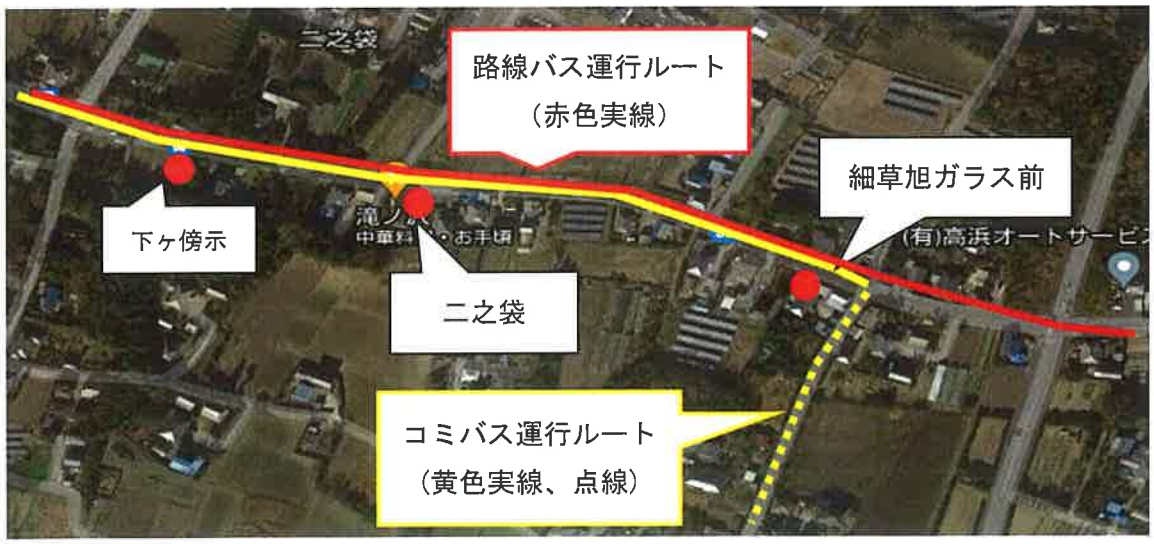
白里地区コミュニティバスへの乗車及び路線バスへの乗継ぎについては、自由乗降区間（黄色点線部）やバスを安全に待つことが出来る二之袋停留所及び下ヶ傍示停留所を利用していただくよう、アナウンスしていきます。